

基準 27 消防用水の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 消防用水は、次によること。

(1) 有効水量 40 m³以上とすること。

(2) 地盤面からの落差が 4.5m 以下とすること。

(3) 吸管投入孔は、1 辺の長さが 0.6m 以上又は直径が 0.6m 以上の大きさのものとし、2 個以上設けること。◇

(4) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次によること。

ア 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(以下この基準において「規格省令」という。)に規定する呼称 75 のめねじに適合する単口のものとし、2 個以上設けること。☆

イ 採水口に接続する配管は、管の呼びで 100mm 以上のものとし、その横引き部分の長さの合計は、20m 以下とすること。◇

ウ 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m 以上 1 m 以下の位置に設けること。

エ 採水口の配管は屈折箇所 5 箇所以内とすること。◇

オ 採水口は連結送水管、連結散水設備、スプリンクラーの送水口付近に設けること。◇

(5) 底設ピットを設ける場合は、ピットの 1 辺の長さが 0.6m 以上、高さが 0.5m 以上とすること(実容量がとれる場合を除く。)。また、採水管 2 本を 1 つの底設ピットに挿入する場合のピットは幅 1 m 以上、奥行 0.5m 以上、高さ 0.5m 以上とし、採水管相互の隔離は 0.5m 以上とすること。底設ピットを設けない場合、吸管を投入する部分の水深は 0.5m 以上とし、その部分の広さは、1 辺の長さが 1 m 以上又は直径が 1 m 以上とすること。◇

(6) 水槽が地中ばりで区画されている場合は、硬質塩化ビニル管等を使用し、区画ごとに通気口、通水口及び人通口を次により設けること。◇

ア 通気口は、直径 0.1m 以上(合計でも可)とし、はりの上部に 2 箇所以上(100 m³水槽の場合は 4 箇所)とすること。

イ 通水口は、直径 0.15m 以上で各はりの下部に 2 箇所以上(100 m³水槽の場合は 4 箇所)とし、底板に接するようにすること。

ウ 人通口は、直径 0.6m 以上とし、その下端は、底板から 0.3m 以下とすること。ただし、構造上設置することが困難であり、各区画が点検できるよう点検口を設けるなどした場合は、この限りでない。

(7) 吸管投入口の蓋は金沢市指定のもの(握手無し型)とし、開閉フックを備え付けること。◇

- (8) 消防用水付近に、金沢市指定の標識を設けること。☆
 - (9) 消防ポンプ自動車容易に部署することができるように設けること（吸管投入口及び採水口から概ね2m以内）。☆
 - (10) 採水口には、消防用水の採水口である旨を表示した標識を、基準34により設けること。◇
 - (11) 車両等が駐車又は通行するおそれのある場所に設けるものにあつては、上載荷重25トン以上の構造のものとする。それ以外の場所に設けるものにあつては、上載荷重1トン以上の構造のものとする。◇
 - (12) 外部への通気管は、次によること。◇
 - ア 口径は、100mm以上とすること。
 - イ 先端は180度に曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
 - (13) 防火水槽には、点検のため、防錆加工を施したタラップを取り付けること。◇
- 2 地盤面より高い位置に設ける消防用水は、前項第2号、第4号及び第5号の規定の例によるほか、次によること。◇
- (1) 採水口の直近に、止水弁を設けることとし、その設置は、基準9、第1、第1項第8号ア、ウ及びエの規定の例によること。
 - (2) 前号の止水弁は、当該採水口の位置で容易に操作することができるものとする。